定款

グローム・ホールディングス株式会社

グローム・ホールディングス株式会社　定款

第１章　総則

（商　号）
第 １ 条　当会社は、グローム・ホールディングス株式会社と称し、英文ではGLOME Holdings, Inc.と表示する。

（目　的）
第 ２ 条　当会社は、次の事業及びこれに附帯関連する事業を営むこと、並びに次の事業及びこれに附帯関連する事業を営む国内及び外国法人の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

１　不動産の開発・売買・賃貸借・仲介および管理
２　会社からの委託を受けて行う、次の事務処理サービスの請負業
　　財務・経理・総務・営業・保険等の事務、営業関係書類の作成およびその処理業務
３　建築の企画、設計および工事監理
４　経営コンサルティング業務
５　有価証券の取得、保有及び処分
６　匿名組合財産の運用及び管理
７　匿名組合の持分の募集及び管理
８　貸金業
９　医療機関・福祉施設・薬局及びそれに関連する機関の経営コンサルティング業務
10　医療機関・福祉施設・薬局の経営管理指導及び業務の受託
11　医療機関の合併・提携及び営業権・有価証券の譲渡に関する指導・仲介・斡旋の業務
12　病院及び診療所（又は医療機関）の企画・設計・経営に関する業務
13　医療機関及び在宅患者並びに在宅要介護者への給食事業
14　医療機関・福祉施設・薬局及びそれに関する施設の新設、増改築に関する調査・企画・立案・設計・監理・施工の業務及びその仲介・斡旋の業務
15　金銭の貸付、融資の斡旋、保証に関する業務及び債権の買取業務
16　生命保険会社及び損害保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋及び支援
17　損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
18　調剤薬局の経営
19　ドラッグストアの経営
20　医薬品・医薬部外品・毒物・劇物・麻薬・輸血用血液及び薬用酒類の販売
21　化粧品・衛生用品及び日用雑貨の販売
22　医療・通信・放送・電気・精密・防災・厨房・空調・事務用機器及び設備並びにコンピュータ、ソフトウェア、自動車、船舶、広告用構築物、什器備品、家具及びインテリア用品などのリース・賃貸借並びに売買(割賦販売を含む。)
23　有料職業紹介事業
24　労働者派遣事業
25　病院、薬局、在宅患者及び在宅要介護者への医療品・医薬品輸送業務
26　病院、薬局、在宅患者及び在宅要介護者の介護、介護補助受託業務
27　訪問看護、訪問介護及び在宅介護支援
28　介護用品の販売、賃貸及び斡旋に係わる業務
29　医療機関の医薬品、診療材料等の販売及び管理業務の受託
30　有料老人ホームの経営及び運営受託
31　旅行サービス手配業務
32　旅行、観光及び文化に関するセミナーの開催

33　医療、健康診断に関するコーディネイトサービス
34　在宅医療、在宅介護、訪問看護その他地域包括ケア関連支援に関する業務
35　在宅医療、在宅介護、訪問看護に関する相談・仲介・助言・指導・情報提供
36　介護保険法に基づく保険医療・福祉サービスを提供する事業者への事業に関する情報の提供
37　医療、介護、看護、リハビリステーションの実施に関わる拠点の運営・整備に関する相談・仲介・助言・指導・情報提供
38　介護保険法に基づく居宅サービス事業
39　介護保険法に基づく居宅介護支援事業
40　介護保険法に基づく介護予防サービス事業
41　介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
42　介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
43　介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
44　健康器具、健康食品又は栄養補助食品の販売に関する相談・仲介・助言・指導・情報の提供
45　医薬品・医療品及びその他の商品の輸送及び配達
46　医療廃棄物及び特別廃棄物の輸送
47　コンピュータを利用した地域包括ケア関連情報のIT化に関する支援及び指導
48　コンピュータによる医療分野の情報処理に関する情報の提供及び助言
49　外注業務に関する契約の仲介
50　前各号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）
第 3 条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（公告方法）
第 4 条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　株式

（発行可能株式総数）
第 5 条　当会社の発行可能株式総数は、17,070,000株とする。

（単元株式数）
第 6 条　当会社の単元株式数は100株とする。

（自己株式の取得）
第 7 条　当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（株主名簿管理人）
第 8 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
2.　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。

（株式取扱規程）
第 9 条　株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）
第 １０条　当会社は、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第３章　株主総会

（電子提供措置等）
第 １１条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

（招集）
第 １２条　定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（招集権者および議長）
第 １３条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（議決権の代理行使）
第 １４条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（決議の方法）
第 １５条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第３０９条第２項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議事録）
第 １６条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第４章　取締役および取締役会

（取締役会の設置）
第 １７条　当会社は、取締役会を置く。

（取締役の員数）
第１８条　当会社の取締役は、１０名以内とする。
2.　前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（取締役の選任）
第１９条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
2.　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3.　取締役の選任決議は、累積投票によらない。
4.　補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（取締役の任期）
第２０条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2.　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3.　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）
第２１条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。
2.　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3.　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役会長１名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）
第２２条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。
2.　前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員が取締役会を招集したときは、当該監査等委員が議長となる。

（取締役会の招集通知）
第２３条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の方法）
第２４条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）
第２５条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）
第２６条　取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の議事録）
第２７条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）
第２８条　取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）
第２９条　取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第３０条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第４２３条第１項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第４２３条第１項に規定する取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第５章　監査等委員会

（監査等委員会の設置）
第３１条　当会社は、監査等委員会を置く。

（常勤監査等委員）
第３２条　監査等委員会はその決議により、常勤監査等委員を選定する。

（監査等委員会の招集権者および議長）
第３３条　監査等委員会は、各監査等委員が招集し、あらかじめ監査等委員会で定めた監査等委員が議長となる。

（監査等委員会の招集通知）
第３４条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（監査等委員会の決議の方法）
第３５条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）
第３６条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

（監査等委員会規程）
第３７条　監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第６章　会計監査人

（会計監査人の設置）
第　３８条　当会社は、会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）
第　３９条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）
第　４０条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2.　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）
第　４１条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第７章　計算

（事業年度）
第　４２条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（剰余金の配当等）
第　４３条　当会社の剰余金の配当は、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、支払う。
（中間配当）
第　４４条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月３０日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第４５４条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。

（配当金の除斥期間）
第　４５条　配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
2.　未払の配当金には利息をつけない。

附　則

第　１条　当会社は、第30回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生以前の行為に関し、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第４２３条第１項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）
第　２条　定款第11条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第11条（電子提供措置等）の新設は、2022年９月１日から効力を生ずるものとする。
2.　前項の規定にかかわらず、2022年９月１日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会に

ついては、定款第11条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

3. 本条の規定は、2023年3月１日又は前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。